

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年1月30日(2014.1.30)

【公表番号】特表2013-513579(P2013-513579A)

【公表日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-019

【出願番号】特願2012-542567(P2012-542567)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/22 (2006.01)

A 6 1 K 31/19 (2006.01)

A 6 1 K 47/46 (2006.01)

A 6 1 K 9/107 (2006.01)

A 6 1 K 47/16 (2006.01)

A 6 1 K 47/34 (2006.01)

A 6 1 K 31/167 (2006.01)

A 6 1 P 17/02 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

A 6 1 P 23/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/22

A 6 1 K 31/19

A 6 1 K 47/46

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 47/16

A 6 1 K 47/34

A 6 1 K 31/167

A 6 1 P 17/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 23/02

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月6日(2013.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プレバーンまたは熱傷の皮膚治療用医薬組成物であって、蜜ろうおよび任意選択的に1種または複数種の薬学的に許容される賦形剤と組み合わせて、オクタン酸セテアリルおよび/またはヘキサン酸から選択される活性成分を、組成物の全重量に対して少なくとも4重量%含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の治療用医薬組成物において、前記活性成分がオクタン酸セテアリルであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項3】

請求項1または2に記載の治療用医薬組成物において、前記組成物の全重量に対して活性成分を4~15重量%含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、前記組成物の全重量に対して蜜ろうを 2 ~ 5 重量 % 含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 の何れか一項に記載の治療用組成物において、前記活性成分と前記蜜ろうの比が 0 . 8 ~ 7 . 5 であることを特徴とする組成物。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 5 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、デクスパンテノールおよび / またはポリジメチルシロキサン (ジメチコーン) から選択される 1 種または複数種の更なる添加剤を含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、リドカイン、ブリロカイン、スカンジカイン、エチドカイン、ブピバカイン、ロビバカイン、レボブピバカイン、アルチカインおよびメビバカインから選択される 1 種または複数種の局所麻酔薬を含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 7 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、メラルーカ・アルターニフォリア (M e l a l e u c a a l t e r n i f l o r a) 精油またはその誘導体、テペズコヒテ (T e p e z c o h u i t e) 精油またはその誘導体、ユーカリ (e u c a l y p t u s) 精油またはその誘導体、タイム精油またはその誘導体、ローズマリー精油またはその誘導体、レモン精油またはその誘導体、クローバ精油またはその誘導体、シナモン精油またはその誘導体、マツ精油またはその誘導体、ラベンダー精油またはその誘導体、ロックローズ (C i s t u s l a d a n i f e r u s) 精油またはその誘導体、セントジョンズワート (S t J o h n ' s W o r t) 精油またはその誘導体およびジャコウバラ精油またはその誘導体からなる群から選択される、1 種または複数種の精油またはその誘導体も含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 8 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、局所的にまたは注射によって投与されることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 10】

請求項 1 乃至 9 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、局所投与の場合にはプレバーンまたは熱傷の原因との接触から開始して 60 秒以下の時間内にまたは注射による投与の場合にはプレバーンまたは熱傷の原因との接触から開始して 30 分以下の時間内に、前記医薬組成物を前記皮膚損傷と接触させることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 11】

請求項 1 乃至 10 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、局所投与の場合にはプレバーンまたは熱傷の原因との接触から開始して 45 秒以下の時間内に、前記医薬組成物を前記皮膚損傷と接触させることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 12】

請求項 1 乃至 11 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、注射による投与の場合にはプレバーンまたは熱傷の原因との接触から開始して 25 分以下の時間内に、前記医薬組成物を前記皮膚損傷と接触させることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 13】

請求項 1 乃至 12 の何れか一項に記載の治療用医薬組成物において、前記医薬組成物が、60 分間に 30 回繰り返して投与されることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 14】

蜜ろうに伴う組成物の全重量に対して少なくとも 4 重量 % のオクタン酸セテアリルおよび / またはヘキサン酸とを、デクスパンテノールおよび / またはポリジメチルシロキサン (ジメチコーン) から選択される 1 種または複数種の補助添加剤、及び選択的に 1 種または複数種の薬学的に許容される成分とを含むことを特徴とする、医薬組成物。

【請求項 15】

薬剤として使用される請求項 14 に記載の医薬組成物。